

丸森町における公共サービス改革の推進に関する条例

平成20年7月1日

条例第21号

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
 - 第2章 公共サービス改革実施方針（第6条）
 - 第3章 官民競争入札及び民間競争入札
 - 第1節 官民競争入札（第7条－第11条）
 - 第2節 民間競争入札（第12条・第13条）
 - 第4章 民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施
 - 第1節 契約（第14条－第16条）
 - 第2節 対象公共サービスの実施（第17条・第18条）
 - 第3節 監督（第19条・第20条）
 - 第5章 町が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施（第21条）
 - 第6章 丸森町公共サービス改革委員会（第22条－第29条）
 - 第7章 雑則（第30条・第31条）
 - 第8章 罰則（第32条－第34条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、町が自ら実施する公共サービスを見直し、民間事業者の創意と工夫を反映させることが期待される業務について、官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施するため、その基本理念、実施方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、丸森町公共サービス改革委員会の設置その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「公共サービス」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町の事務又は事業として行われる町民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（行政処分を除く。）であって、その内容及び性質に照らして、必ずしも町が自ら実施する必要がないもの
- (2) 町の事務又は事業として行われる町民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務であって、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第5章第2節の規定に

より、法律の特例が適用されるものとしてその範囲が定められているもの（以下「特定公共サービス」という。）

- 2 この条例において「官民競争入札」とは、第6条に規定する実施方針において選定された公共サービスについて、町と民間事業者の間においてこれを実施する者を決定するための手続であって、第3章第1節の規定により行われるものをいう。
- 3 この条例において「民間競争入札」とは、第6条に規定する実施方針において選定された公共サービスについて、民間事業者の間においてこれを実施する者を決定するための手続であって、第3章第2節の規定により行われるものをいう。
- 4 この条例において「公共サービス実施民間事業者」とは、第14条第1項の契約による委託に基づいて公共サービスを実施する民間事業者をいう。

（基本理念）

第3条 公共サービスの改革は、町がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施については、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、町民のためより良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として、行うものとする。

（町の責務）

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、その対象とする公共サービスを適切に選定するほか、町の関与その他の規制を必要最小限のものとすることにより民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行うものとする。

- 2 町は、前条の見直しを通じ、公共サービスのうち町の事務又は事業として行う必要がないと認めるものは、これを廃止するものとする。

（民間事業者の責務）

第5条 公共サービス実施民間事業者は、基本理念にのっとり、その創意と工夫を生かしつつ、業務の公共性を踏まえてこれを適正かつ確実に実施するとともに、当該公共サービスに対する町民の信頼を確保するよう努めなければならない。

第2章 公共サービス改革実施方針

（実施方針の作成）

第6条 町長は、官民競争入札又は民間競争入札を実施しようとするときは、公共サービスの改革の実施に関し必要な事項を定めた実施方針（以下「実施方針」という。）を作成するものとする。

- 2 町長は、実施方針を定めようとするときは、丸森町公共サービス改革委員会（第22条に規定する委員会をいう。以下第4章までにおいて同じ。）の議を経るものと

する。

- 3 町長は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、実施方針の作成について必要な事項は、規則で定める。

第3章 官民競争入札及び民間競争入札

第1節 官民競争入札

(官民競争入札実施要項)

第7条 町長は、官民競争入札を実施するときは、実施する公共サービス（以下「官民競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、実施方針に基づき官民競争入札実施要項を定めるものとする。

- 2 町長は、官民競争入札実施要項を定めようとするときは、丸森町公共サービス改革委員会の議を経るものとする。
- 3 町長は、官民競争入札実施要項を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、官民競争入札実施要項の変更について準用する。

(欠格事由)

第8条 法第17条において準用する法第10条各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札に参加させないこととされた者
- (2) 第16条第1項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して5年を経過しない者
- (3) 丸森町公共サービス改革委員会の委員又は当該委員と規則で定める直接の利害関係のある者

(官民競争入札への参加)

第9条 官民競争入札に参加する民間事業者は、官民競争入札実施要項に従い、次に掲げる事項を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。次項において同じ。）を含む。以下同じ。）を町長に提出することにより、申込みを行うものとする。

- (1) 官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む官民競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法
- (2) 入札金額
- 2 官民競争入札に参加する町長は、官民競争入札実施要項に従い、前項第1号に掲げる事項及び人件費、物件費その他の官民競争入札対象公共サービスの実施に要する経費の金額を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成するものとする。

3 町長は、第1項の規定により申込みを受けたときは、遅滞なく、前2項の書類の写しを丸森町公共サービス改革委員会に送付しなければならない。

(官民競争入札の実施及び落札者等の決定)

第10条 町長は、官民競争入札実施要項の内容及び前条第1項及び第2項の書類のすべてについてその評価を行うものとする。この場合において、町長は、丸森町公共サービス改革委員会の議を経なければならない。

第11条 町長は、前条の規定による評価に従い、町長が作成した第9条第2項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者があったときは、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者（最も有利な申込みをした者を落札者として決定することが不適当な場合として規則で定める場合にあっては、次に有利な者）を落札者として決定するものとする。

2 町長は、前条の規定による評価に従い、町長が作成した第9条第2項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者がなかったときは、町が当該官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定するものとする。

3 町長は、前2項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由及び申込みの内容に関する事項のうち規則で定めるもの又は町が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び町長が作成した第9条第2項の書類の内容に関する事項のうち規則で定めるものを公表しなければならない。

第2節 民間競争入札

(民間競争入札実施要項)

第12条 町長は、民間競争入札を実施するときは、実施する公共サービス（以下「民間競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、実施方針に基づき民間競争入札実施要項を定めるものとする。

2 町長は、民間競争入札実施要項を定めようとするときは、丸森町公共サービス改革委員会の議を経るものとする。

3 町長は、民間競争入札実施要項を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、民間競争入札実施要項の変更について準用する。

(準用)

第13条 第8条、第9条第1項、第10条並びに第11条第1項及び第3項の規定は、民間競争入札に準用する。この場合において、第10条中「前条第1項及び第2項」とあるのは「前条第1項」と、「その評価を行うものとする。この場合において、町長は、丸森町公共サービス改革委員会の議を経なければならない」とあるのは「その評価を行うものとする」と、第11条第1項中「前条の規定による評価に従い、町長が作成した第9条第2項の書類の内容よりも」とあるのは「前条の規定

による評価に従い、」と、「有利な申込みをした民間事業者があったときは、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者」とあるのは「最も有利な申込みをした者」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、「規則で定めるもの又は町が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び第9条第2項の書類の内容に関する事項のうち規則で定めるもの」とあるのは「規則で定めるもの」と読み替えるものとする。

第4章 民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施

第1節 契約

(契約の締結等)

第14条 町長は、第11条第1項(前条において準用する場合を含む。)の規定により、民間事業者を落札者として決定したときは、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項及び申込みの内容に従い、書面により、官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービス(以下「対象公共サービス」という。)の実施に関する契約を締結し、当該対象公共サービスの実施を委託するものとする。

2 町長は、前項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の相手方の氏名又は名称及び当該契約の内容に関する事項のうち規則で定めるものを公表しなければならない。

(契約の変更)

第15条 町長及び公共サービス実施民間事業者は、対象公共サービスを改善するため、又はやむを得ない事由がある場合には、協議により前条第1項の契約を変更することができる。

2 町長は、前項の規定により契約を変更しようとするときは、丸森町公共サービス改革委員会の議を経なければならない。

3 町長は、前2項の規定により契約を変更したときは、遅滞なく、当該契約の変更の内容に関する事項のうち規則で定めるものを公表しなければならない。

(契約の解除等)

第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第14条第1項の契約を解除することができる。

(1) 公共サービス実施民間事業者が次のいずれかに該当するとき。

ア 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。

イ 官民競争入札又は民間競争入札の参加資格要件を満たさなくなったとき。

ウ 第14条第1項の契約に従って対象公共サービスを実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

エ ウに掲げる場合のほか、第14条第1項の契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

オ 第19条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して

答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

カ 第20条第1項の規定による指示に違反したとき。

- (2) 公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員その他の対象公共サービスに従事する者が、第18条の規定に違反して、対象公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、公共サービス実施民間事業者との協議により当該契約を解除することができる。
- 3 町長は、前2項の規定により当該契約を解除するときは、前章に定めるところによる新たな官民競争入札若しくは民間競争入札の実施又は町が対象公共サービスを実施する措置その他の当該対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 4 町長は、前項の規定による措置を講じようとするときは、丸森町公共サービス改革委員会の議を経なければならない。
- 5 町長は、前2項の規定による措置を講じたときは、遅滞なく、その旨、その内容及びその理由を公表しなければならない。

第2節 対象公共サービスの実施

（対象公共サービスの実施）

第17条 公共サービス実施民間事業者は、第14条第1項の契約に従って、対象公共サービスを実施しなければならない。

（秘密保持義務等）

第18条 公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の前条の公共サービスに従事する者又はこれらの者であった者は、当該公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第3節 監督

（報告の徴収等）

第19条 町長は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、当該公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求め、又は職員をして当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 4 町長は、第1項の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容及び当該措

置を講じることとした理由を、遅滞なく、丸森町公共サービス改革委員会に通知しなければならない。

(指示等)

第20条 町長は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、その措置を指示することができる。

2 前条第4項の規定は、前項の規定により指示をした場合について準用する。

第5章 町が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施
(官民競争入札対象公共サービスの実施)

第21条 町は、第11条第2項の場合においては、官民競争入札実施要項及び町長が作成した第9条第2項の書類の内容に従って、官民競争入札対象公共サービスを実施するものとする。

第6章 丸森町公共サービス改革委員会
(設置)

第22条 競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、丸森町公共サービス改革委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第23条 委員会は、この条例の規定によりその権限に属する事項を処理する。

2 委員会は、前項の規定によりその権限に属する事項に関し、町長に対し、必要な意見を述べることができる。

(組織)

第24条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第25条 委員は、公共サービスに関して優れた識見を有する者のうちから、町長が任命する。

2 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の任期)

第26条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長)

第27条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(報告の徴収等)

第28条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、町又は公共サービス実施民間事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(特定公共サービス)

第30条 特定公共サービスについては、第6条第1項の実施方針は法第8条第1項の実施方針を兼ねるものとし、第19条第2項の証明書は法第26条第2項の証明書を兼ねるものとし、第22条の丸森町公共サービス改革委員会は法第47条に規定する合議制の機関を兼ねるものとする。

2 前項に定めるもののほか、特定公共サービスについては、この条例の規定にかかわらず、法の規定が優先する。

(規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

第32条 第18条の規定に違反して、第17条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第19条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 正当な理由なく、第20条第1項の規定による指示に違反した者

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和39年丸

森町条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

丸森町公共サービス改革委員会	委員長	〃	〃	7,380 円	〃	
	委員	〃	〃	6,880 円	〃	

丸森町における公共サービス改革の推進に関する条例施行規則

平成20年 7 月 1 日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、丸森町における公共サービス改革の推進に関する条例（平成20年丸森町条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(公共サービス改革実施方針)

第3条 条例第6条第1項の実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 公共サービスの改革の意義及び目標
 - (2) 官民競争入札又は民間競争入札の対象として選定した公共サービスの内容
 - (3) 廃止の対象とする公共サービスの内容及びこれに伴い町が講ずべき措置に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、競争の導入による公共サービスの改革の実施に関し必要な事項
- 2 町長は、前項第2号及び第3号に掲げる事項に係る部分を定めようとするときは、あらかじめ、民間事業者が公共サービスのうちその実施を自ら担うことができると考える業務の範囲について、民間事業者の意見を聴くものとする。
- 3 町長は、前項に規定する意見の聴取が適切に実施されるよう、町が実施している公共サービスの内容その他の参考となる情報を、インターネットその他適切な方法により公表するものとする。

(官民競争入札実施要項)

第4条 条例第7条第1項の官民競争入札実施要項には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 官民競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき官民競争入札対象公共サービスの質に関する事項
- (2) 官民競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項
- (3) 条例第8条に定めるもののほか、官民競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (4) 官民競争入札に参加する者の募集に関する事項
- (5) 官民競争入札対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他官民競争入札対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項
- (6) 官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員と官民競争入札に参加する事務を担当する職員との間での官民競争入札の公正性を阻害するおそれがある

情報の交換を遮断するための措置に関する事項

- (7) 官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
 - (8) 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる公有財産（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項に規定する公有財産をいう。第8条において同じ。）に関する事項
 - (9) 公共サービス実施民間事業者が、官民競争入札対象公共サービスを実施するに当たり町長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために条例第14条第1項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項
 - (10) 公共サービス実施民間事業者が、官民競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し条例第14条第1項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法（昭和22年法律第125号）の規定により町が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応じる責任を含む。第8条において同じ。）に関する事項
 - (11) その他官民競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項
- 2 前項第3号の資格は、次に掲げる事項を考慮して当該官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第10号の責任の履行を含む。第4号において同じ。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。
- (1) 知識及び能力
 - (2) 経理的基礎
 - (3) 技術的基礎
 - (4) その他官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項
- 3 第1項第7号の実施状況に関する情報の開示においては、次に掲げるものを明らかにするものとする。
- (1) 官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した経費
 - (2) 官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した人員
 - (3) 官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した施設及び設備
 - (4) 官民競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度
- （委員との直接の利害関係）
- 第5条 条例第8条第1項第3号の規則で定める直接の利害関係は、委員と次に掲げる者との関係とする。
- (1) 委員が代表権を有する役員である法人
 - (2) 委員が総株主又は総出資者の議決権の過半数を有する法人

(最も有利な申込みをした者を落札者とするのが不適当な場合)

第6条 条例第11条第1項(条例第13条において準用する場合を含む。)の規則で定める場合は、町長が落札者を決定する場合において、落札者となるべき者の入札金額によってはその者により条例第14条第1項の契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と同項の契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときとする。

(落札者等を決定したときに公表すべき事項)

第7条 条例第11条第3項(条例第13条において準用する場合を含む。)の申込みの内容に関する事項のうち規則で定めるものは、落札者が行った申込みの内容に関する事項のうち条例第9条第1項第1号(条例第13条において準用する場合を含む。)に掲げる事項の概要とする。

2 前項の規定は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)第17条及び第19条において準用する法第13条第3項に規定する申込みの内容に関する事項のうち規則で定めるものに準用する。

3 条例第11条第3項に規定する条例第9条第2項の書類の内容に関する事項のうち規則で定めるものは、同条第1項第1号に掲げる事項の概要及び同条第2項に規定する金額とする。

4 前項の規定は、法第17条及び第19条において準用する法第13条第3項に規定する法第11条第2項の書類の内容に関する事項のうち規則で定めるものに準用する。

(民間競争入札実施要項)

第8条 条例第12条第1項の民間競争入札実施要項には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保すべき民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項
- (2) 民間競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項
- (3) 条例第13条において準用する条例第8条に定めるもののほか、民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (4) 民間競争入札に参加する者の募集に関する事項
- (5) 民間競争入札対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他民間競争入札対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項
- (6) 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
- (7) 公共サービス実施民間事業者を使用させることができる公有財産に関する事項
- (8) 公共サービス実施民間事業者が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり町長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のため

に条例第14条第1項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

(9) 公共サービス実施民間事業者が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し条例第14条第1項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項

(10) その他民間競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項

2 前項第3号の資格は、次に掲げる事項を考慮して当該民間競争入札公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第9号に規定する責任の履行を含む。第4号において同じ。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。

(1) 知識及び能力

(2) 経理的基礎

(3) 技術的基礎

(4) その他民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項

3 第1項第6号の実施状況に関する情報の開示においては、次に掲げるものを明らかにするものとする。

(1) 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した経費

(2) 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した人員

(3) 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した施設及び設備

(4) 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度

（契約を締結したときに公表すべき事項）

第9条 条例第14条第2項に規定する契約の内容に関する事項のうち規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 契約に係る第4条第1項第1号、第2号、第9号及び第10号に掲げる事項又は第8条第1項第1号、第2号、第8号及び第9号に掲げる事項

(2) 契約に係る第7条第1項に規定する概要

(3) 契約の相手方の住所（法人にあっては、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(4) 契約金額

2 前項の規定は、法第23条において準用する法第20条第2項に規定する契約の内容に関する事項のうち規則で定めるものに準用する。

（契約を変更したときに公表すべき事項）

第10条 条例第15条第3項に規定する契約の変更の内容に関する事項のうち規則で定めるものは、前条第1項各号に掲げる事項のうち変更した事項及びその理由とする。

2 前項の規定は、法第23条において準用する法第21条第3項に規定する契約の変

更の内容に関する事項のうち規則で定めるものに準用する。

(身分証明書)

第11条 条例第19条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第1号)とする。

(公共サービス改革委員会)

第12条 条例第22条第1項の委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 前項の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見又は説明を求めることができる。

5 委員長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

第13条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

第14条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第11条関係）

（表）

身 分 証 明 書		(写真)
勤 務 課		
職 名		
氏 名		
上記の者は、丸森町における公共サービスの改革の推進に関する条例第19条の規定による検査に従事する職員であることを証明する。		
年 月 日発行		
丸森町長		印

（裏）

丸森町における公共サービス改革の推進に関する条例（抄）
（報告の徴収等）
第19条 町長は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、当該公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求め、又は職員をして当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 cm

← 9 cm →